

「新しい経済・社会を見据えた税財政に関する意見
～コロナ感染拡大防止と経済活動の両立、その先の未来に向けて～
の取りまとめについて

関西経済連合会は、このたび「新しい経済・社会を見据えた税財政に関する意見」を取りまとめました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、わが国の経済・社会は甚大な影響を受け、当面の経済減速・停滞に伴う税収減少は避けられず、また、今般の事態に係る財政出動によりわが国の財政事情は一段と厳しいものとなっております。また、デジタル化の遅れ、多様な働き方への対応といったコロナ禍で顕在化したさまざまな重要課題に直面しております。

今回の意見書では、現下のコロナ危機への対応とコロナ後の新たな経済社会の再起動に向け、「早期の経済回復に向けた要望項目」「今後の経済社会・経営課題に立ち向かうための要望項目」、および「長期視点に立った財政健全化のあり方」の3つの切り口から、税制改正、予算措置、規制緩和等を求めています。

当会では、今後も税財政分野における諸課題について議論を深め、コロナ禍を乗り越えて経済回復・成長を牽引していくために、さらなる意見表明等を行ってまいります。

《要望項目一覧》

1. 早期の経済回復に向けた要望項目

(1) 税金や料金等の減免・助成

➢ 固定資産税評価額の適正化、欠損金の繰越控除制度・繰戻し還付制度の拡充など

(2) 雇用維持・失業対策等に向けた支援

➢ 雇用保険の安定的な運用、中小企業や打撃を受けた特定業種(外食・文化芸術・観光・宿泊・運輸等)への支援

2. 今後の経済社会・経営課題に立ち向かうための要望項目

(1) 社会全体のデジタル化の推進

➢ 社会インフラとしてのマイナンバーのさらなる活用、行政・企業・健康医療分野のデジタル化推進

(2) 持続的な成長軌道に乗せる企業活動の後押し

➢ 研究開発税制の拡充、M&A等に関する税制優遇、サプライチェーン等の再構築など

(3) 健全で持続的な経済成長を支える中間層の活力維持・向上

➢ 税と社会保険料負担の一体的な見直し、働き方の多様化に向けた所得控除方式の見直し

(4) 繁栄の多極化(一極集中の弊害是正)

➢ 従業員の地方への分散に対する税制優遇(東京本社等縮小支援税制)、地方税収の安定化など

3. 長期視点に立った財政健全化のあり方

(1) 独立財政機関の設置による財政規律の確保

(2) 社会保障制度の安定に不可欠な消費税

(3) コロナ収束後の財政健全化へ向けた取り組み

以上

新しい経済・社会を見据えた

税財政に関する意見

～コロナ感染拡大防止と経済活動の両立、その先の未来に向けて～

2020年11月10日

公益社団法人 関西経済連合会

目次

I. はじめに	1
II. コロナ禍を踏まえた税財政に関する基本的な考え方	1
1. 局面に応じたワイズスペンディングの徹底と コロナ後の経済・社会を展望した政策	1
2. 長期的視野に立った国家財政のガバナンス強化	2
3. 経済界としての取り組み	2
III. コロナ危機からの脱却と税財政の見直しに向けた提言	3
1. 早期の経済回復に向けた要望	3
(1) 税金や料金等の減免・助成	3
a) 固定資産税・都市計画税	3
b) 持続化給付金・欠損金・法人事業税	4
(2) 雇用維持・失業対策等に向けた支援	5
a) 雇用保険の円滑かつ安定的な運用と特例措置の再検証	5
b) 中小企業の事業継続・事業承継に対する支援	6
c) 打撃を受けた特定業種の経済活動に対する支援	6
2. 今後の経済社会・経営課題に立ち向かうための要望	7
(1) 社会全体のデジタル化の推進	7
a) 社会インフラとしてのマイナンバーのさらなる活用	7
b) 行政におけるデジタル化の推進	8
c) 企業におけるデジタル化の推進	9
d) 健康・医療分野のデジタル化推進	10
(2) 持続的な成長軌道に乗せる企業活動の後押し	11
a) イノベーション創出に資する研究開発税制の拡充	11
b) 企業買収、M&A等に関する税制優遇、スタートアップ支援	12
c) 大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置	12
d) 「賃上げ・生産性向上のための税制」の賃上げ要件の緩和	13
e) サプライチェーン再構築等、経済活動の強靱化に向けた税制措置	13
f) 国土強靱化税制の拡充	14
g) パンデミックや災害に対する「積立準備金制度」の創設	14
(3) 健全で持続的な経済成長を支える中間層の活力維持・向上	14
a) 税と社会保険料負担の一体的な見直し	15
b) 働き方の多様化に向けた諸控除の見直し	15
(4) 繁栄の多極化(一極集中の弊害是正)	16
a) 従業員の地方への分散に対する税制優遇(東京本社等縮小支援税制)等	16
b) 地方税収の安定化に向けた見直し	17
c) 危機管理体制の強化(一極集中の弊害是正)	18
3. 長期視点に立った財政健全化のあり方	19
(1) 独立財政機関の設置による財政規律の確保	19
(2) 社会保障制度の安定に不可欠な消費税	19
(3) コロナ収束後の財政健全化へ向けた取り組み	20
IV. おわりに	21

I. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により世界および日本の経済・社会は甚大な影響を受けるとともに、顕在化したさまざまな重要課題に直面している。今なお、収束までの見通しは不透明であり、経済・社会の完全な回復までには一定期間を要するといえる¹。

政府は感染拡大防止と経済・社会活動の両立を図るべく、多岐にわたる対策を講じているものの、当面、経済減速・停滞に伴う税収減少は否めない。加えて、今般の事態に係る財政出動によって、従前から先進国中、最悪の水準にあったわが国の財政事情は一段と厳しいものとなった。

当会では、新型コロナウイルス感染症への対応として、医療物資の寄附や「関西・新型コロナウイルス医療体制支援基金」の設置など、感染拡大防止に向けた取り組みを講じてきたほか、迅速な経済の立ち直りを期するため二度にわたり意見書を取りまとめた。この度の意見書では、これまでの経過と現状を踏まえつつ、現下のコロナ危機への対応と、コロナ後(ポスト・コロナ)の新たな経済・社会の再起動に向けて必要な政策と税財政の見直しに関する提言を行うこととする。

II. コロナ禍を踏まえた税財政に関する基本的な考え方

1. 局面に応じたワイズスペンディングの徹底とコロナ後の経済・社会を展望した政策

感染拡大防止と経済活動の両立を進めていくうえでは、市中の感染状況、経済活動への影響、業種・業態ごとの状況等を見極めながら、その局面に合わせて適切かつ効果的な施策を実行していく必要がある。緊急時における財政支出の拡大は、中長期的には財政運営の持続可能性に影響することから、緊急時の支援や助成については対象と期間を絞るなど、過大な支出規模に陥らないよう工夫することが重要といえる。

また、コロナ禍により浮き彫りとなった、わが国経済・社会が内包していた“コロナ禍以前からの課題”に向き合い、乗り越えていくことは、コロナ禍による経済の長期停滞を回避し、かつ、わが国経済・社会の中長期的な展望を拓くことに資するといえる。

こうした取り組みを進めるにあたっては、これまで以上に、生産性向上・

¹ IMF (国際通貨基金) が 10 月に公表した「世界経済見通し」では、2020 年の世界経済の成長率は▲4.4%、2021年は5.2%。ただし、2021年以降の世界の中期成長率は3.5%近辺にとどまる恐れがあるとしている。

競争力強化を通じてわが国経済の潜在成長率を引き上げること、そして、政策効果をしっかりと見極めるワイズスペンディングを徹底する視点が欠かせない。

2. 長期的視野に立った国家財政のガバナンス強化

今回の新型コロナウイルス感染症を受けて成立した二度の補正予算は、前例にとらわれない対策が幅広く打ち出された点で評価されるべきものとする。

他方、その追加財源のすべてを新規国債発行で賄ったことにより、国債依存度はリーマンショック後の2009年度を上回る56.2%と過去最高となった。現役世代の負担を将来世代に先送りすることのないよう、政府の強い政治的なコミットメントのもと、長期的な視野に立った国家財政のガバナンス強化が不可欠である。財政健全化に向けて、短期的には基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字化をめざすとともに、長期的には累積した国債を安定的に償還する方策・指標を検討するなど、時間軸を踏まえた対応が必要である。

3. 経済界としての取り組み

われわれ経済界としては、引き続き、国、地方自治体と一体となって、感染拡大防止と経済活動の両立に向けた取り組みを継続するとともに、コロナ禍で顕在化した経済社会・経営課題に立ち向かうべく、一層のデジタル化やイノベーションの加速に取り組み、「コロナ禍という危機をしのぎ、困難を乗り越え、好機に変える」という気概を持って、経済回復・成長を牽引していく。

関西では、ワールドマスタースゲームズ2021関西²や2025年大阪・関西万博などの大型プロジェクトが控えているが、特に、大阪・関西万博においては、コロナを踏まえ「未来社会の実験場」にふさわしい施策が講じられるよう、政府の後押しを期待したい。

地元経済界としても、こうした大型プロジェクトが日本中、世界中の人々に夢と希望を与えることができるものとなるよう、政府や地元自治体等と一体となって、成功に向けた準備や機運醸成等の活動を加速させる。

² 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催時期を1年間延期し2022年に開催することとなった。

Ⅲ. コロナ危機からの脱却と税財政の見直しに向けた提言

現下の経済活動の下支えおよび早期の経済回復に向けた支援については、今般の諸外国における支援策なども参考に迅速化を図りつつ³、基本的には期間を区切り、集中的なものとするべきである。その際、感染症拡大防止と経済活動の両立を実現する基盤として国民一人ひとりの安心感の醸成は重要であり、新しい生活様式の浸透に向けた一層の取り組みが不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症は幅広い業種に大きな打撃を与えており、とりわけ、外食・文化芸術・観光・宿泊・運輸関連産業への影響は甚大であった⁴。これら産業への重点的な支援も必要である。

さらに、デジタル化の遅れ、および多様な働き方への対応など、コロナ禍で顕在化した課題や、これまで幾度となく議論されてきた、わが国の危機管理や国と地方のあり方についても、これ以上先延ばしすることなく、真摯に検討を行うべき時期にあるといえる。加えて、国債償還の管理なども含め、財政健全化の道筋が断たれることのないよう、議論が行われなければならない。

これらの観点を踏まえ、「早期の経済回復に向けた要望」「今後の経済社会・経営課題に立ち向かうための要望」および「長期視点に立った財政健全化のあり方」の3つの切り口から、以下のとおり提言する。

1. 早期の経済回復に向けた要望

(1) 税金や料金等の減免・助成

a) 固定資産税・都市計画税

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少している中小企業者・小規模事業者の納税負担を軽減するため、現在、2021年度の固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じて減免する措置がとられている。本制度の対象は設備等の償却資産および事業用家屋に対する税であり、適用対象者は中小企業法人に限られている。この点について、事業用土地についても措置の対象とするとともに、大企業傘下の企業も適用対象者に加え

³ 今回のコロナ禍における諸外国の対応として、各種補助金等支援策の活用に向けた書類申請が必要な場合であっても、簡易かつシンプルな様式等にすることで申請のハードルを下げている。特に、米国においては事前審査を簡易な申請とし、事後審査で罰則等を設けることにより迅速な支援を可能としている。

⁴ これら産業がその成長を牽引してきた関西においては、他地域に比して地域経済が大きな打撃を被ったといえる。

るべきである。

また、納税猶予の特例⁵については、分割納付が認められているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、1年後の納税が困難となる場合も想定される。現行の1年間の猶予期限を延長し、負担の平準化を図るべきである。

加えて、2021年度は固定資産税の評価替えの年にあたり、2020年1月1日の公示地価をもとに今後3年間の固定資産税・都市計画税が算出される。基準時期が新型コロナウイルスの感染が拡大する前であり、商業地をはじめコロナ禍を経た評価額変動は大きいと考えられる。そのため、評価替えによって税負担額が増加する場合においては、例えば2017年時点の評価額に据え置くなど、評価額の適正化を図るべきである。

<要望項目>

- 固定資産税・都市計画税の減免制度・納付猶予制度の延長・拡充 【税制改正】
(減免対象の拡充(事業用土地の追加)、適用対象企業の拡充)
- 固定資産税・都市計画税の納付猶予期限の延長 【税制改正】
- 土地の評価替えにあたっての評価額の適正化 【税制改正】

b) 持続化給付金・欠損金・法人事業税

新型コロナウイルス感染症の影響でひと月の売上が前年同月比 50%以上減少した事業者に対して支給される持続化給付金について、受給回数は1回に限られている。事態の長期化を踏まえ、複数回にわたっての給付金の受給を認めるべきである。

また、多くの事業者が赤字決算となる中、企業の短期的な経済活動への影響を緩和するとともに、今後の成長投資を促すためにも、時限措置として、欠損金の繰越控除の控除上限を撤廃、または大幅に緩和すべきである。また、繰越期間を現行の10年から20年へと延長するとともに⁶、繰戻し還付制度についても繰り戻せる期間をさらに延長すべきである。

法人事業税の外形標準課税については、これまで法人実効税率の引き下げとともに、資本割・付加価値割の拡大を通じた課税ベース拡大が進められてきた。コロナ禍においては、外形標準課税である資本割・付加価値割は企業への負担が大きいこと、また、付加価値割の課税標準には報酬給与

⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月以降、1か月以上にわたり、事業等にかかる収入が昨年同期比概ね20%以上減少した事業者に対して、「延滞税なし」「無担保」で国税・地方税の1年間の納税猶予を可能とする特例がとられている。

⁶ 欠損金の繰越可能期間について、イギリスおよびドイツでは無期限、アメリカでは2018年税制改正によってそれまでの20年間から無期限へと改正された(アメリカにおける繰越期間の延長と同時にそれまで認められていた2年間の繰戻し還付は廃止された)。

額(賃金)が含まれていることから、企業の雇用維持努力を後押しする意味でも、時限措置として、外形標準部分への課税割合については、法人事業税の大幅な税率改正が行われた 2015 年度以前の水準に戻すなどの減免措置が必要である。

<要望項目>

- 持続化給付金の複数回の受給 【予算措置】
- 欠損金の繰越控除制度で認められる控除上限の撤廃、または緩和 【税制改正】
- 欠損金の繰越控除制度で認められる繰越期間の延長 【税制改正】
- 欠損金の繰戻し還付制度の繰り戻し期間の延長 【税制改正】
- 法人事業税の外形標準課税(資本割・付加価値割)の割合縮小 【税制改正】

(2) 雇用維持・失業対策等に向けた支援

a) 雇用保険の円滑かつ安定的な運用と特例措置の再検証

感染症拡大防止と経済活動の両立を図るうえで、雇用調整助成金などの失業予防対策の意義は大きい。まずは、新型コロナウイルス感染症特例措置の年末までの延長について大いに評価する。引き続き、支援を急ぐ中小企業者・小規模事業者が円滑に申請でき、迅速な支給がなされるように、万全の対策を講じていただきたい。

一方、雇用調整助成金の特例措置など一連の手厚い支援策により、これらを含む雇用保険⁷の財源の枯渇化が懸念される。一般財源の投入により雇用保険の安定的な財政運営を確保し、さらなる事態の悪化・長期化も鑑みた雇用維持や失業対策に備えるべきである。

なお、今般の特例措置は、コロナ禍という危機への対応として緊急避難的に実施したものであるので、感染拡大収束後、改めて政策の効果と課題を再検証すべきである。

<要望項目>

- 雇用調整助成金の申請の円滑化、支給の迅速化 【予算措置】
- 一般財源投入による雇用保険財政の安定化 【予算措置】
- 新型コロナウイルス感染症特例措置の政策効果・課題の再検証 【予算措置】

⁷ 雇用保険には、労働者が失業し所得の源泉を喪失した場合等に支給される「失業等給付」と、失業の予防、雇用状態の是正や雇用機会の増大、労働者の能力開発等を図る「二事業」がある。二事業では、失業予防に務める事業主を支援する雇用調整助成金などの雇用安定事業の他、労働者の教育訓練受講の援助などの能力開発事業を実施。今回のコロナ禍では特例措置として、雇用調整助成金の申請手続きの緩和や上限額の引き上げ等が実施されたほか、小学校休業等対応助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が新設されている。

b) 中小企業の事業継続・事業承継に対する支援

地域経済の基盤であり、雇用の受け皿としても大きな役割を果たしている中小企業にとって、今般のコロナ禍が経営環境に与える影響は深刻であり、事態の長期化による今後の資金調達の困難化などが懸念される。こうした厳しい経営環境にある中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、資金・税制面での支援策を継続すべきである⁸。加えて、事業承継なども含め、中小企業の優れた技術力の維持のため、経営資源の集約・強化を支援する財政支援や税制優遇措置も講じるべきである。

<要望項目>

- コロナ対策として時限的に適用されている資金・税制面での支援策の継続
【予算措置・税制改正】
- 中小企業の経営資源の集約・強化(事業承継含む)の促進に対する財政支援や税制優遇措置
【予算措置・税制改正】

c) 打撃を受けた特定業種の経済活動に対する支援

人と人の対面でのやりとりが制限される中で、外食・文化芸術・観光・宿泊・運輸業界等は大きな影響を受けている。また、今後の感染拡大の状況によっては事態が長引くことを懸念し、安心感の醸成に向けて積極的に感染拡大防止策を講じる企業や、従来とは異なったビジネスモデル・業態への転換を検討する企業も多い。事態が収束し通常の事業活動が可能となるまでの時限的措置として、打撃を受けた特定業種に対し、今後の事業活動の継続と雇用維持を念頭においた設備投資および諸経費(販売促進費、機械装置等費、消耗器具備品費、教育訓練費等)の一部を助成する財政支援や税制優遇措置を求める。

<要望項目>

- 打撃を受けた特定業種(外食・文化芸術・観光・宿泊・運輸等)の事業活動(感染拡大防止策、ビジネスモデル・業態の転換)に対する財政支援や税制優遇
【予算措置・税制改正】

⁸ 本意見書では、中小企業者・小規模事業者にも適用される以下の措置について、継続などを提言している。
・固定資産税・都市計画税の減免制度・納付猶予制度の延長・拡充、固定資産税・都市計画税の納付猶予期限の延長、土地の評価替えにあたっての評価額の適正化(2017年時点評価額への据え置き)、持続化給付金の複数回の受給、欠損金の繰越控除制度で認められる控除上限の撤廃または緩和、欠損金の繰越控除制度で認められる繰越期間の延長、欠損金の繰戻し還付制度の繰戻し期間の延長、雇用調整助成金の申請の円滑化と支給の迅速化

2. 今後の経済社会・経営課題に立ち向かうための要望

(1) 社会全体のデジタル化の推進

経済危機、自然災害、パンデミックなどのさまざまなリスクへの強靭性を高めるうえで、マイナンバーのさらなる活用、行政手続きの効率化、企業による経済活動のデジタル化は必要不可欠である。さらに、わが国経済社会の中長期展望を拓くためにも、デジタルトランスフォーメーションの推進は、イノベーション創出や生産性向上といった経済成長の原動力となる。

一方、これらの実現にはデータ・情報を共有し、利活用することが重要な要素となるが、硬直的な個人情報保護のルールやデータの取り扱いに対する国民の懸念などから、その取り組みは進んでいない。今後は、透明性、国民の安心・安全の確保を前提としつつ、企業等が利活用しやすい個人情報保護のルールのさらなる見直しや、国民の理解を得るための努力が重要であり、新たなデジタル社会の形成に向け、スピード感を持って取り組む必要がある。これらの観点から、以下の項目について施策を講じるべきである。

a) 社会インフラとしてのマイナンバーのさらなる活用

コロナへの緊急経済対策として支給された特別定額給付金の手続きにあたって、マイナンバーが十分に機能しなかったことを受け、政府では、国民1人あたり1つの銀行口座とマイナンバーとの紐づけを検討し、来年の通常国会においてその実現のための法案を提出する見込みである。今般のような緊急事態において、行政サービスのプッシュ型⁹支援が果たす役割は大きく、その支援を実現するためにもマイナンバーと銀行口座の紐づけは不可欠である。

さらに今後は、緊急時に迅速かつ円滑な行政手続きの実現にマイナンバーが機能するよう、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)において、個人番号を利用できる事務を規定する第9条第1項別表1¹⁰、および特定個人情報を提供できる事務を規定する第19条第7項別表2¹¹に「特別定額給付金等の給付事務」

⁹ 従来型の行政による支援は「プル型」を採用しており、国民が行政側に相談・申請を行ってはじめて、行政手続き等が開始する仕組みを採っている。行政手続き等のアプローチの起点が国民側にある「プル型」に対して「プッシュ型」は、アプローチの起点が行政側にある。

¹⁰ 個人番号を利用することができる事務は、年金、雇用保険の給付などの社会保障分野、確定申告書に関する事務などの税分野、被災者生活再建支援金の支給などの災害対策分野に限定されている。

¹¹ 個人番号の利用だけでなく、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の提供についても、年金、医療・介護、児童福祉などの事務に限られている。

を追加すべきである。

あわせて、緊急時のみならず平時においても、真に必要な人に必要な給付を効率的かつ迅速に行うことを可能にするためにも、情報漏洩対策など安心・安全の確保を前提に、まず、国民1人について1口座の登録義務化を行い、将来的にはマイナンバーを「全て」の銀行口座と紐づけることが必要である。これにより、行政手続コストの削減をはじめ社会のあらゆる制度の効率化が進み、きめ細やかな社会保障制度の実現をもたらすとともに、企業・個人の経済活動の高度化・多様化が推進されると考える。

銀行口座への紐づけは、マイナンバーと銀行口座を紐づける「預貯金口座付番制度」が任意であるため進んでいない。一方、証券口座については、証券保管振替機構が直接に住基ネットから顧客個人番号を取得し、証券会社等に提供できることとなっている。したがって銀行口座への紐づけの方法論としては、ペイオフに備えて銀行口座の名寄せを行っている預金保険機構に上述の証券保管振替機構のような役割を担わせることなどが考えられる。

また、マイナンバーの活用に向けては、マイナンバーカードを普及・定着させていくことが必要である。国民へ制度の正しい理解を促進していくとともに、マイナンバーカード所持によるインセンティブ付与及び利便性向上などを進めていくことが非常に重要となる。さらに、公的給付を受ける際にマイナンバーカードの提示を必須とするとともに、将来的には国民によるカード取得を義務化すべきと考える。

<要望項目>

- パンデミックを含む緊急時に、マイナンバーを活用できる法の整備
(番号法第9条および第19条の改正) 【法整備】
- すべての銀行口座とマイナンバーとの紐づけ(預金保険機構の活用) 【規制緩和】
- マイナンバーカード所持によるインセンティブ付与・利便性向上、
公的給付受給時のマイナンバーカード提示の必須化、カード取得の義務化

b) 行政におけるデジタル化の推進

先述のマイナンバーおよびマイナンバーカードの活用に加え、「新たな日常」に対応した行政のデジタル化、立ち遅れが目立った国・地方間でのシステムの連携、および行政手続きのオンライン化等の取り組みを推進しなければならない。行政のデジタル化に向けた施策を一元的に推進し、抜本的な改善を図る司令塔機能を構築し、行政サービスの利便性向上や行政コストの削減につなげるべきである。現在、創設が検討されている「デジタル庁」については、国・地方のデジタル政策を一元的に所掌し、デジタ

ル化を通じて行政の縦割りを打破する突破口となることを期待する。

各自治体における行政のデジタル化(電子申請が可能な手続き、自治体クラウドの導入状況、マイナンバーカードに負荷する機能等)の状況については、人材や財政状況により大きな差があるのが現状である。関西においては、各自治体への専門人材の派遣や国との各種調整、関西内の自治体の様式統一などに際して、関西広域連合に主導的な役割を担わせることで行政のデジタル化をさらに加速させるべきである。

また、デジタル社会で新たな価値創出の源泉となるデータの利活用に向けては、特に官民で異なる「個人情報」の定義を統一¹²し、官民でデータ共有を進めるための環境を整備するとともに、匿名加工情報¹³の利活用促進に向けた機運の醸成(好事例の創出等)を図るべきである。

<要望項目>

- 行政によるデジタル化の推進(司令塔機能の構築等)、関西広域連合による主導
【規制緩和】
- 「個人情報」の定義の統一
【法整備】
- 匿名加工情報の利活用促進に向けた機運醸成

c) 企業におけるデジタル化の推進

企業の競争力強化および持続的成長には、デジタルトランスフォーメーション(以下、DX)の推進が不可欠である。DXは、オープンイノベーションの促進や新事業の創出に重要な要素である異業種・異分野との連携等の基盤となるとともに、社内・グループ会社内・サプライチェーンにおける業務の効率化、生産性向上にとどまらず、企業の組織体制や文化・制度を抜本的に変革していく推進力となり得る。また、それら取り組みを安全に進めていくためには、セキュリティ対策の強化を並行して進める必要がある。については、DX実現に必要な拡張性・相互接続性の高いIT投資に関して、税制上の支援措置を講じるべきである。例えば、DXを念頭に置いたAI、IoT、ロボティクス、フィンテック、モビリティ等の分野に対するソフトウェア、機械、装置等を含めた投資に対する特別償却や、後述の研究開発税制の拡充も含めた税額控除等の措置を講じるべきである。

一方で、デジタル化およびAI等技術革新による職種代替が今後一層促

¹² 個人データの取り扱いについては、現在、民間企業を対象とする個人情報保護法のほか、行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法、独立行政法人を対象とする独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律で定められており、個人情報の定義や取扱いの制限がそれぞれに異なっているために、個人データの提供や利活用が妨げられている。個人情報の取り扱いを個人情報保護委員会が一元的に管理する仕組みが求められる。

¹³ 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。一定のルールの下で、本人同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータの利活用を促進することを目的に個人情報保護法の改正(2017年)により新たに導入された。

進されるものと予想されることから、社内外における人材の流動性を高めるために、従業員のスキルアップやリカレント教育に対する支援を後押しすべきと考える。

<要望項目>

- DX実現に必要な拡張性・相互接続性の高いIT投資への税制支援【税制改正】
- 人材投資促進に向けた新たな税制の整備【税制改正】

d) 健康・医療分野のデジタル化推進

高齢化に伴い社会保障費が年々増加する中で、健康・医療分野のデジタル化推進は、医療全体のイノベーション創出を促すとともに、医療提供体制の効率化、医療・介護の質の向上、治験・臨床試験等のコスト縮減を通じた医療費総額の削減、および予防医療への貢献、ヘルスケア分野など新たな産業創出などにつながるものと期待される。現在、特例的に認められている遠隔診療(初診を含むオンライン診療・服薬指導)¹⁴などは、その第一歩となっている。今後も、感染拡大防止の観点に加え、患者の通院にかかる負担軽減や医療の効率化の観点などから、同措置は特例的なものではなく恒久化すべきである。

また、効率的かつ個人にあった医療を提供するには、電子カルテおよびe処方箋の導入促進を図ることが重要である。広く国民からそれら医療データと健康データなどの収集データを拡充および統合・ビッグデータ化することは、創薬等の研究開発だけでなく、国民の健康増進などにも寄与すると考える。さらに、その収集データを安全性や個人情報に配慮したうえで、より柔軟に企業等で利活用できるルール作りなども必要である。これらの推進には、健康・医療データの加工・分析や新たな付加価値の提示ができる人材の育成が急がれる¹⁵。

現在、医療データの利活用に向けては、次世代医療基盤法¹⁶に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者として、一般社団法人ライフデータイニシアティブ(京都市)等が認定を受けて事業を開始しているが、コロナ禍における二次利用が可能なデータ基盤の構築の遅れなどから、本格的な事業展開には至っていない。そのため、同法律の趣旨に基づき、匿名加工医療情

¹⁴ 本特例措置の継続は、厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」(座長：山本隆一 医療情報システム開発センター理事長)にて、原則3か月ごとに感染拡大の状況、施策の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から検証を行い、その検証結果を踏まえ、時限的取り扱いの所要の措置を判断することとされている。

¹⁵ 関西健康・医療創生会議は、文部科学省の支援を受け、関西の11大学が実施した「関西広域医療データ人材教育拠点形成事業」(2019年)における企業・自治体人材を受け入れるインテンシブコースの総合窓口を行った。

¹⁶ 医療ビッグデータの土台となる患者一人ひとりの医療情報を、個々の医療機関から集め、医療分野の研究開発のために利活用できるようにすることを目的に2017年に制定された。

報の利活用を推進するためには、自立化に向けた道筋が見えるまでの時限的措置として、認定事業者における研究費などの財政面での支援を行うべきである。また、データ利活用の一層の促進には、セキュリティの担保等を前提としたうえで、データ利活用者が匿名加工医療情報に直接アクセスし、探索および分析ができる仕組みを構築すべきである。

<要望項目>

- | | |
|---|--------|
| ○遠隔診療の恒久化、電子カルテおよびe処方箋の導入促進 | 【規制緩和】 |
| ○健康・医療データを扱える人材の育成 | 【予算措置】 |
| ○認定匿名加工医療情報作成事業者への財政支援 | 【予算措置】 |
| ○データ利活用者による匿名加工医療情報への直接の探索および分析を可能とする仕組みの構築 | 【規制緩和】 |

(2) 持続的な成長軌道に乗せる企業活動の後押し

新たな付加価値を絶えず創り出し、わが国企業の競争力を持続的に高めるためには、デジタル分野を中心としたイノベーション創出、生産性向上が期待されている。また、コロナ危機を受けて、強固な経営基盤の構築や感染症・大規模災害に向けた平時からの備えの重要性についても再認識された。こうした観点を踏まえ、法人税制を中心に以下のとおり要望する。

a) イノベーション創出に資する研究開発税制の拡充

「研究開発税制」について、現在、試験研究費が前年度比で一定割合を上回った場合に控除上限が上乘せされる措置が講じられているが¹⁷、適用期限は2020年度末となっている。コロナ禍の収束後に、速やかに経済を回復・成長軌道に戻すためにも、イノベーションの加速は重要であることから、企業の研究開発投資を維持・拡充できるよう、適用期間を延長すべきである。加えて、企業でのDXを推進するため、現行では本税制の適用対象外となっている「自社利用ソフトウェア」に関して、顧客にクラウド環境で提供するソフトウェア¹⁸や製品開発のために用いられるツール等にかかる試験研究費についても支援対象とするなど、デジタル分野における技術革新の支援を図るべきである。

また、企業価値の向上・SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 達成への貢献の取り組みを後押しする観点から、海洋プラスチックごみの削減や地球温暖化対策などに関する研究開発につい

¹⁷ 研究開発費総額の一定割合を法人税から控除する際、控除上限は法人税額の25% (ベンチャー企業は40%) のところ、総額型については売上高試験研究費割合10%超の場合、控除上限が10%上乘せされる。

¹⁸ 「顧客にクラウド環境で提供するソフトウェア」に係る研究開発の例としては、電機メーカーが行う、製造業企業やインフラ企業向けIoTサービス開発、製薬メーカーが行うデジタルヘルスケアサービス開発などがある。

ては、研究開発税制の控除率引き上げなど、優遇措置の拡充を検討すべきである。

<要望項目>

- 研究開発税制の拡充 【税制改正】
 - ・試験研究費が指定の割合を上回った場合の控除上限上乗せ措置の延長
 - ・企業内部でのデジタルトランスフォーメーション推進の支援
(「自社利用ソフトウェア」開発費等の税額控除対象への追加)
 - ・社会課題解決に資する研究開発の優遇措置の拡充(海洋プラスチックごみ削減等)

b) 企業買収、M&A等に関する税制優遇、スタートアップ支援

わが国では、従前においては自社株式を対価としたM&Aを実施した場合、買収対象会社株主の譲渡益が課税対象となっていた。この譲渡課税を繰り延べる特例措置が2018年度から2020年度末まで講じられている。自社株対価M&Aについては、欧米では一般的な手法であり、手元資金に余裕のない新興企業等においても大規模な買収が行いやすくなるなど、経済全体の生産性・競争力を高めるうえで重要なメカニズムともいえることから、同措置は恒久化すべきである。また、企業価値の向上を図る観点から、持株比率100%未満の子会社を株式分配によりスピノフする場合についても、譲渡損益や配当への課税を繰り延べるなど、スピノフ税制の拡充を検討すべき¹⁹である。

また、スタートアップ企業の負担軽減に有効であることから、本意見書の1.(1)b「欠損金の繰越控除制度で認められる繰越期間の延長」を検討すべきである。

<要望項目>

- 自社株対価M&Aに係る課税繰り延べ措置の恒久化 【税制改正】
- スピノフ税制の拡充 【税制改正】
- 欠損金の繰越控除制度で認められる繰越期間の延長【再掲】 【税制改正】

c) 大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置

2025年に開催される大阪・関西万博は、ウィズコロナ、アフターコロナ時代の経済・社会や新しい生活様式を世界に提示し、従来の枠にとらわれないアイデアや技術を実証、実装する「未来社会の実験場」としていかなければならない。そのためには、スーパーシティを活用した会場および周辺地域での大胆な規制緩和など「未来社会の実験場」にふさわしい施策

¹⁹ 現行のスピノフ税制では、特定事業を分割して独立会社とするケース、あるいは、完全子会社を株式分配により切り出すケースによるスピノフについてのみ、株主の配当課税および法人の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が認められている。

が必要であり、政府にはこれらに対する後押しを期待したい。あわせて、世界各国からの積極的な参加が必要であることから、税制優遇による後押しも重要である。例えば、万博の準備・運営のために来日する非居住者に対する税制上の所要の措置など、各国の万博への参加促進に向けたインセンティブを高めていく施策を積極的に講じるべきである。

<要望項目>

- スーパーシティを活用した大胆な規制緩和 【規制緩和】
- 大阪・関西万博の円滑な開催に向けた税制上の所要の措置 【税制改正】

d) 「賃上げ・生産性向上のための税制」の賃上げ要件の緩和

現状では、優遇措置を受けるために継続雇用者給与等支給額の伸びに関する賃金要件(継続雇用者給与等支給額が前事業年度比で3%以上増加)を満たす必要がある。コロナ禍の影響で賃上げが難しい状況にある企業が大半である²⁰ことから、時限措置として賃金要件については緩和(あるいは、上乘せ要件化)すべきである。

<要望項目>

- 「賃上げ・生産性向上のための税制」の賃上げ要件の緩和 【税制改正】

e) サプライチェーン再構築等、経済活動の強靱化に向けた税制措置

今回のコロナ禍により、わが国サプライチェーンの脆弱性が顕在化した。生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営むうえで重要な製品・部素材に関しては、経済安全保障上の観点から国内の生産拠点等の整備を進めるべきである。緊急経済対策として「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」が設けられたものの、公募は7月末で締め切られており、現在、サプライチェーン再構築に資する施策が手当てされていない状況である。

そのため、例えば、地域経済を牽引する事業に対し税制優遇や金融支援等の措置を受けられる「地域未来投資促進税制」の適用期間を延長するとともに、同税制にサプライチェーン再構築に関する視点を付加することで、国内で工場・設備などを新增設する場合の設備投資や統合的な物流システムの再整備を促すべきである。

また、サプライチェーンのみならず、企業が経済活動を行う際に必要なさまざまな拠点機能についても多元化・強靱化を進めることが重要である。

²⁰ 中央最低賃金審議会(厚生労働省)は7月22日に、今年度の地域別最低賃金に関して「引き上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」と判断した事実も考慮に入れる必要がある。

例えば、世界・アジアの国際金融ハブとして、わが国の存在感を高めるためにも、所得税や相続税の負担軽減、役員報酬の損金算入要件の緩和など、国際金融センターを確立するための環境を整備すべきである。

<要望項目>

- サプライチェーン再構築に向けた「地域未来投資促進税制」の適用期間延長・拡充 【税制改正】
- 国際金融センターを確立するための環境の整備 【税制改正】

f) 国土強靱化税制の拡充

地震や豪雨災害が頻発するわが国で、防災・減災対策は喫緊の課題である。現在、中小事業者における防災・減災関連投資への税制優遇措置(中小企業防災・減災投資促進税制)が講じられているが、防災・減災の取り組みは企業規模に関わらず企業活動を行ううえで不可欠である。人命を守るとともに、地域雇用、国民生活のレジリエンスを高めるため、大企業についても防災・減災関連投資への優遇措置を講じるべきである。

<要望項目>

- 大企業も対象とした国土強靱化税制の創設 【税制改正】

g) パンデミックや災害に対する「積立準備金制度」の創設

企業等がパンデミックや大規模災害に備えて平時から積み立てた準備金について、国において被害の大きい特定の業種を指定したうえで、一定の限度内で損金または必要経費に算入することができる「積立準備金制度」を創設すべきである。

<要望項目>

- パンデミックや災害に対する「積立準備金制度」の創設 【法整備】

(3) 健全で持続的な経済成長を支える中間層の活力維持・向上

わが国がコロナ危機を乗り越え、健全で持続的な成長を実現していくうえで、中間層は内需を下支えする中核的役割を担うとともに、企業価値を高める重要な存在であることから、その剥落・疲弊は避けなければならない。

加えて、少子高齢化に伴う経済社会構造の変化や価値観の変化などを踏まえ、多様な人材が意欲・希望をもって柔軟に働ける環境を実現することが不可欠であり、このことは厚みのある中間層形成にもつながるものといえる。そのためにも、税や社会保険料の総合的な負担のあり方について議論を深めなければならない。これらの観点から、以下の点を要望する。

a) 税と社会保険料負担の一体的な見直し

わが国において多種多様な所得控除制度があり、累進税率のもとでは、高所得者ほど所得控除による税負担の軽減効果が大きくなる。将来的には、所得控除方式を採用している諸控除を縮減し、税額控除方式を導入することで中低所得者の負担軽減を図り、もって中間層を支援すべきである。

また、個人所得課税のみならず社会保険料についても、負担構造の歪みが課題である。所得が低いほど負担感が強まる逆進性の問題が深刻であるほか、社会保険料の負担は増加の一途をたどっている。中間層の活力を維持・向上させるためには、当会がかねてから主張している通り、税額控除方式への移行に加え、税と社会保険料双方の負担の重さを一体的に調整する日本版「社会保険料負担軽減税額控除」を導入すべき²¹である。本制度の導入にあたっては、先述のとおり、マイナンバー制度の社会インフラ化を通じた税および社会保障の連携が不可欠である。

<要望項目>

- 所得控除方式の縮減および税額控除方式への移行 【税制改正】
- 税と社会保険料負担の一体的な見直し(日本版「社会保険料負担軽減税額控除」)の導入 【税制改正】

b) 働き方の多様化に向けた諸控除の見直し

コロナ禍を契機に在宅勤務をはじめとするテレワークが急速に浸透した。給与所得者がテレワークを実施するために必要である通信機器・パソコン等の機材に係る経費負担は増大していると考えられる。そのため、給与所得の枠内で現行認められている「給与所得者の特定支出控除」²²について、テレワークの必要経費なども適用対象とし、実態に即した形で適用経費の拡大を図るべきである。あわせて、在宅勤務手当についても、非課税とすべきである。

また、働き方の多様化を進めるうえで、給与所得や事業所得といった所得区分の違いにより税負担の多寡や納税手続きの利便性に差が生じる状況を解消することも喫緊の課題である。例えば、勤務経費に対する所得控除については、フリーランス等の個人事業主の場合は実額控除であるが、

²¹ 当会では『税制改革に向けた意見』(2019年10月)において、中間層の活力維持・向上に向けて、所得控除の縮減および税額控除方式への移行と、社会保険料負担への配慮を目的とした税額控除の導入を提言している。特に日本版「社会保険料負担軽減税額控除」は、所得に応じた一定額を税額控除したうえで、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く仕組みであり、オランダで導入事例がある。

²² 給与所得者の特定支出控除で現在認められている経費は、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等を含む)の6つの支出の中で、給与支払者が証明したものに限られる。

給与所得者の場合は概算控除が適用される。一般的に後者より前者の方が控除額が小さいとされることから²³、フリーランス等についても、給与所得者と同様、概算控除を認め、働き方の選択に中立な制度とすべきである。

<要望項目>

- 給与所得者の特定支出控除の適用範囲拡大 【税制改正】
- 働き方の違いに中立な制度の検討 【税制改正】
(フリーランスの事業所得における概算控除の導入)

(4) 繁栄の多極化(一極集中の弊害是正)

今日までの新型コロナウイルス感染症の対策において地方自治体が果たした役割は大きい。各自治体が迅速に創意工夫をこらしたこの度の経験は、国と地方自治体の役割のあり方、地方分権・広域行政の推進といった議論に重要な示唆を与えた。

2020年7月に閣議決定された政府の『経済財政運営と改革の基本方針2020』(骨太方針)に、「新たな日常」を実現する柱のひとつとして、東京一極集中の是正、従来の中央集権型から多核連携型の国づくりが掲げられた。これらを推進する観点から、以下のとおり要望する²⁴。

a) 従業員の地方への分散に対する税制優遇(東京本社等縮小支援税制)等

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、東京一極集中によるリスクが広く認識され、企業においても感染拡大防止や事業継続等の観点からテレワーク等の積極的な展開を通じて感染対策と経済活動の両立に向けた取り組みが進められている。

こうした取り組みを一層促進するため、東京本社・支社等に勤務する従業員の割合を縮小した企業に対し、地方への人の分散の実績に即した税額控除を設けるべきである²⁵。具体的には、「地方拠点強化税制」の雇用促進税制を参考に、税額控除総額の上限を設けたうえで、東京から地方への転勤者数に応じた税額控除が考えられる。

また、東京一極集中是正という意味で、テレワークは重要なツールとな

²³ 政府税制調査会(2017)『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②』P12

²⁴ 地方分権型社会に関しては、『コロナ禍を踏まえた地方分権型社会の構築に向けた提言～関西広域連合の設立 10周年を振り返って～』(関経連、2020年11月)参照。

²⁵ 安定した良質な雇用創出を通じて地方への人の流れを創出することを目的とする税制として、2015年に創設された「地方拠点強化税制」が一例として挙げられる。政府(まち・ひと・しごと創生総合戦略)は「企業の地方拠点における雇用者数を2020年までの5年間で4万人増加、そのために必要な地方拠点強化の件数を7,500件増加」を本税制のKPIとして掲げているが、2018年度までの適用実績は雇用者数で約15,000人、事業件数で394件の増加にとどまっており、企業の本社機能(特定業務施設:事務所、研究所、研修所)を地方に移転するハードルの高さが課題となっていた。

るものであり、潜在的な労働人口の掘り起こしにも寄与する。テレワークの導入に向けて、すでに「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」など、中小企業向けの制度拡充がなされているが、テレワーク導入の促進は企業規模の大小・業種を問わず、あらゆる企業において不可欠であることから、大企業や大企業の子会社も適用対象とすべきである。また、その適用要件の緩和や適用対象機器の範囲拡充など、より企業の利用が促進されるよう見直しをすべきである。

<要望項目>

- 従業員の方への分散に対する税制優遇 【税制改正】
- 「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」における適用対象の拡大
(大企業および大企業子会社への適用、適用要件の緩和、対象機器の範囲拡充等) 【税制改正】

b) 地方税収の安定化に向けた見直し

コロナ禍により、東京と地方の財政力格差の大きさが改めて浮き彫りとなった。コロナの収束後、将来のさまざまな危機(感染症、自然災害)に備えて、そして、地域経済社会の維持・発展とわが国における繁栄の多極化をめざすためにも、各自治体の財政力格差を縮小させるとともに、地方税収の安定化を図る必要がある。

地方法人二税(法人事業税・法人住民税)については、景気変動の影響を受けやすく、法人所得の地理的偏在に伴い自治体間の税収格差を極端に生じさせている²⁶。さらに、地方財政支出における対個人向けの行政サービスが占める割合が高まっている点²⁷などを勘案するならば、地方税収に占める法人課税の割合を段階的に縮小し、偏在是正、地方税収の安定化および行政サービスの応益性の明確化へと、その見直しを図るべきである。あわせて、地方の法人課税分と国の消費税分について、税源交換し、地方の法人課税分を減らすとともに、偏在性が小さく景気変動に安定的な税収が期待できる地方消費税を拡充することなども検討すべきと考える²⁸。

他方、この度のコロナ対応において、休業要請や外出自粛など、経済圏・生活圏が一体的な地域での都道府県間の調整が必要になったにも関わらず、そのための枠組みがないことが課題となった。府県をまたぐ広域行政

²⁶ 2018年度決算において地方法人二税の税収のうち東京都のシェアは26.8%と突出している。

²⁷ 地方財政に占める民生費(老人福祉、社会福祉サービス等対個人向けのサービス)の構成比は、2008年度に19.9%であるのに対し、2018年度には26.2%へと高まり、上昇傾向にある。

²⁸ 地方税の応益原則を踏まえたさらなる地方の安定財源確保に向けては、個人住民税(均等割)や金融所得課税における国税部分の一部地方税化も有力である。

である関西広域連合が構成自治体間の企画調整機能や行政サービスの広域化等に向けて果たすべき役割は大きいものの、独自財源を持っていないのが現状である。新たな財源確保策として、国際観光旅客税の地方譲与税化、課税権の付与も視野に検討すべきである。

<要望項目>

- 税収偏在の是正、地方税収の安定化、地方税の応益性原則の強化 【税制改正】
- 関西広域連合（広域自治体）の財源確保
（国際観光旅客税の地方譲与税化、課税権の付与） 【税制改正】

c) 危機管理体制の強化（一極集中の弊害是正）

わが国は地震や豪雨をはじめとする自然災害、および金融危機などのさまざまなリスクに晒されている。わが国の持続可能性を高めるためにも、政治・行政・経済等の中枢機能が首都圏に一極集中している現状は、国家として危機管理上、極めて脆弱である。あらゆる事態を想定し、国の中枢機能の万全な確保を図ることは重要かつ喫緊の課題である。

さまざまなリスクのなかでも感染症対応については、医学・生命科学分野の知見が集積し、平時から産学官の連携体制も構築されている関西が果たす役割は大きい。関西の直近の動向として、関西健康・医療創生会議の下に新型コロナウイルス感染症の病態解明および抜本的対策等を講じる研究組織（研究統括：本庶佑 京都大学特別教授）が今秋に設置されるほか、スーパーコンピューター「富岳」による最先端のデータ解析を通じたワクチンの開発や飛沫経路予測等の実績があることから、関西は研究開発機能および情報発信機能を具備しているといえる。

これらを踏まえ、感染症対策に向けた司令塔を支える組織として、関係省庁横断的な事項や地方自治体等への指示を一元的に行うとともに、科学的知見に基づき、平常時から十分な権限・責任を持ってパンデミックプランの策定やシミュレーションに基づく訓練を主導する「感染症センター（仮称）」を設置した上で、関西にこのセンターの研究開発機能および情報発信機能を置くべきである²⁹。

<要望項目>

- 「感染症センター（仮称）」の設置と、それを構成する研究開発機能等の関西への配置 【財政措置】 【法整備】

²⁹ 今般の新型コロナウイルス感染症の第一波の対応において、新型インフルエンザ等対策措置法による指揮命令系統と、感染症法による指揮命令系統の2つの系統が存在し、自治体などへの情報伝達に混乱を来したケース等がみられた。

3. 長期視点に立った財政健全化のあり方

(1) 独立財政機関の設置による財政規律の確保

長期視点に立って財政健全化を確実に進めるためには、常に現実的な試算をもとに改革を立案・実行していくことが求められる。すでに当会が提言しているとおり、財政試算や財政運営の透明性を確保するためにも、諸外国の事例を参考に、客観的・中立的な立場で、財政の中長期推計や世代会計の公表等の経済分析・将来推計を行う独立財政機関を設置すべきである。具体的には、政治からの一定の距離を保つためにも、行政委員会³⁰のように独立性の高い組織とすべきである。

さらに、この独立財政機関による分析結果は、国民に広く発信されなければならない。諸外国の独立財政機関では、コロナに対する経済対策の予算や財政への影響分析、財政ルール適用停止の緊急措置への監視等が行われているが、わが国では緊急経済対策公表後もその効果の具体的な検証はなされていない。独立性の高い機関による分析は不可欠である。

予算制度のあり方についても財政健全化目標に基づいた中期財政フレームの策定や各年度の予算編成を進めていくべきである。将来的には当会がかねてより提言しているように、「財政健全化基本法(仮称)」などの法律制定によって、上記枠組みを確保すべきである。

<要望項目>

- | | |
|---------------------|--------|
| ○独立財政機関(分析・推計機関)の設置 | 【財政措置】 |
| ○「財政健全化基本法(仮称)」の制定 | 【法整備】 |

(2) 社会保障制度の安定に不可欠な消費税

景気対策として消費税率の引き下げを求める声が出ているが、わが国消費税は全世代型社会保障としての医療・介護・年金および幼児教育・保育の無償化などの財源であり、今後増大していく社会保障費の安定財源として重要な役割を果たすものである。これを安易に他の財源に転用することは将来世代への負担を先送りすることにはほかならず、社会保障制度の受益と負担のバランスの歪みが拡大し、制度の持続性を損なう可能性もある。また、わが国の厳しい経済状況を鑑みれば、経済対策として支援の必要度・困窮度に応じた給付措置を講じるべきであり、一律の税率引き下げで対応すべきではない。

諸外国に目を向ければ、一時的な景気対策として消費税率(付加価値税)の引き下げに踏み切る国々があるものの、もともとの財政が健全であり法

³⁰ 公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、原子力規制委員会など

人税・所得税の減税を検討していたドイツや、消費税率を財務大臣の権限で決定でき、柔軟に税率を上下させることが可能なイギリスなどとは、わが国が置かれた財政状況および制度面で異なる。

消費税率の設定について柔軟性が担保されておらず、経済回復後には再び税率を引き上げることが確約されていない現時点においては、時限的であっても消費税率の引き下げは行うべきではないと考える。

(3) コロナ収束後の財政健全化へ向けた取り組み

度重なる財政出動により、わが国の国債依存度はこれまでにない水準に達している。国債への過大な依存は、文教費や科学振興費などの支出を圧迫し、経営環境の変化、今後の感染拡大および頻発する大規模災害への機動的対応を図るうえでの制約となる。加えて、財政状況の悪化によってわが国財政の持続可能性に対する国際的信認が揺らげば、金利上昇や国民の将来不安の高まりにもつながり、民間の経済活動を下押しする可能性もある。

非常時の財政拡大をコロナ収束の後においても常態化させないためにも、感染症の収束にある程度の目途が立った段階で、今般の事態に係る財政出動の規模・内容を透明化するとともに、時間軸やその使途に応じた国債の償還方法について議論すべきである。

IV. おわりに

コロナ禍によって、日本経済は戦後最悪と言われる危機に直面し、大きなダメージを受けるとともに、経済・社会において先送りしてきた課題や脆弱な領域が浮き彫りとなった。感染の収束はいまだ展望できず、ウィズコロナ、ポストコロナの世界像も見通しにくい。感染拡大防止と経済・社会活動の両立を図り、デジタル化の遅れを取り戻し、産業構造やビジネスモデルを変革するということは、困難な道程である。

しかしながら、そうした中であっても、経済・社会のさまざまな分野で変化の胎動が見え始めている。コロナ禍は、新たな成長機会を発掘し、デジタル革新を一気に進め、課題解決先進国として飛躍する起点にもなり得る。

また、将来世代に過度な負担を残さないために、財政健全化の道筋を断たないことも、われわれに課せられた重要な責務である。

こうした現状および近未来を見据え、関西経済ひいては日本経済を持続的な成長軌道に回帰させるべく、当会は、今後も税財政分野における課題について、適宜、政策提言を行っていくとともに、「コロナ禍という危機をしのぎ、困難を乗り越え、好機に変える」先導役を担うとの気概を持ち、「社会の公器」としての役割を果たしてまいりたい。

以 上